

治安関係の諸届

兼村羽出浦にある庄屋文書 (七)

賛助会員 安部弘右衛門

(注) 嘉永七年

（注）四月十一日

役人中印

以上

進上

本号では、治安関係の諸届を一部書くことにいたしました。

(第二資料)

覚

羽出浦百姓重蔵家内

源太郎

古のもの當四月四日居村立出、行す相分り申さず候に付、委細同十一日御断り申上置候延、昨日六日罷り帰り候ニ付吟味仕候延、宇和島へ罷越し、日雇稼仕居候段申し候。尤無顧にて御他領罷候役人共□ら恐入奉り候、依て此段御断申上候、以上
寅六月十七日

進上

役人中印

第一資料は、住民の一人が藩府の許しまなく、無届けで他領に旅行したと、いう村役人からの届書であり、第二資料は、その者が帰村したと、いう届書であります。勿論これに対するは、何らかの追分があつたと考えますが、ここで起る疑問は、無届けで通行手形を持つて、ない者が、どうして他領に出入りができる、又他領で稼ぐことができるかといふ点であります。宇和島は他国といつて、佐伯からは海一へたてた対岸であり、距離は十八里へ七十二杵一折々便船もあり、好天の日には一人で小船を利用いて往復することができる位置にありますので、出船に便乗し、到着港で巧みに役人の目を逃れて上陸、本土とのと考えられます。

(第一資料)

覚

羽出浦百姓重蔵家内

第三格三歳太郎

次の第三、四資料は、村で素行が悪しく、もて余しものに困り果てた結果、一同相談の上で、懲面払いを願い出たものと考えられる。懲面払いの如何なるものであるかは、赤木村庄古文書の記事で、羽柴先生が詳しく説いておられるので御参照下さい。

昔今土がありまく、時々こんな困り事の發出たもの

と思われます。

(三)

— (88-34) —

御文々中上經口上書

羽出浦百姓錢五郎家傳

卷之三

役人中印

仁五庫

右の主の平日人柄不所存者に御座候間、漁業稼等を
仕らず、親兄弟共へ為筋に土相成印さず候に付、役
人始親類五人組共度々異見仕候得共一向相用い申さ
ず候。然る延去丑八月中旬の頃居村立出で、其後罷
り帰り申さず候故、御領内所々吟味仕り候得共行方
相分り申さず候。右躰の不所存者に御座候得て、以
後何方に罷り越、如何様の義出来仕り御難懸筋掛け
奉り候程も斗り難く御座候に付、親類五人組共村立
候面辨い御願申上候様、村役人共近申出候。依此

禮之通仰付立大社下さ札候及成、育難き仕合せに存
ヒ奉可く候。依て願ハ奉リ候延併の如し
嘉永七寅年正月廿六日

昔人の素朴な時代にも、往々盜兒はいたようで、誰かが詠んだといふ「石川や浜の真砂は尽きるとも――」と、いう和歌が、その真相を穿つているとすれば、真に歎かわしいことである。

神波之申上候口上書
用此浦網井
伴

(第五資料)

一 五不二網 但五尋切 立搭反
一 二三網 但八尺切 式搭四枚

第四資料
奉願口上書
明治浦百盤綾立郎家内
仁立
寅廿五才
依て朴方帳面相拂申度、親類立人組共預奉り候。右

(第四資料)

奉願口上書

羽山浦百世後五郎家内

仁立郎

右の者平日人極不所存成名者に御座候べ付、役人始
親類立人組共度々異昆仕儀得共、一向相用申さず候。
依て林方儀面相辨申度、親類立人組共續奉り候。右

古は伴立郎所持の綱、当浦之内西野浦洪所綱納屋へ
用ひ置候延、先月十八日伴立郎義綱納屋へ罷越し見
請申候得候、書面の綱紛失仕候に付、所々吟味仕候
得共、一向相分り申ナず候。然る延当浦弘四郎と申
す者、先月十一日入津浦組畠野依吉と申す者方へ、
要事御座候て羅越候序にて所半立郎と申す者方へ立
寄候延、古同人申聞られ候候、昨日地松浦へ綱方と
申し綱持參にて申候日、此節上納銀に差支大ハシタ心
配い左へ候故余儀無く羅越候て、此綱貰取吳候様申

聞ナリ候付、貴家様地松浦何と申すものにて御座候
候哉、且又網直段の義は如何に御座候哉と相尋候
處、私は地位滿吉藏と申し、親父又飛佐藏と申すも
力にて御座候。猶又網直段の義は金三兩文には買取
候様申聞候。尤も有合申さず候は式兩文にても、
又捨文にても宜敷候間御願申候と申聞候に付、
左候得は當方より老人差添え先元にて別名これ
無く候はば金子相渡申十可く候間、貴家様今晚此所
へ止宿致され候と申聞置候て、伊豫才藏と申すもの
より金子鹿兩歩丈借用いたし神棚へ差置き、其依
網ぬいに罷出候後にて、右の金子汝すみ取り逃し候
故、早速相尋候得共行方相分り申さず、何れ明日
由地松浦へ掛合申度旨申聞候き弥四郎義承り、先月
十三日居浦へ罷り帰り候延、其後伴立郎お及翁失い
たし候義を承り候故、先月廿二日七の次第伴立郎へ
相シテ候所、右同人申聞候は、左候得は貴家様又々烟
野浦へ罷越し、得と掛合ハシマり左し吳候と申聞さば候に
付、弥四郎、新太郎と申すもの共、先月廿三日相界
浦へ罷越候て申候也、先達て承りあ久の義に付、今
日兩人罷越申候、併し乍ら地松浦の方へは御掛合ハシマ
左一候哉と相尋候延、半立郎申聞候は松浦の方へも
掛合ハシマいたし候得共、一向相分り申さず候に付、御城下
御役筋ヨウジンへも御届け申上置候段申聞がナリ候。然る延
詰四郎申候は、羽出浦網方伴立郎と申すもの、網紛
失ナシたし候ニ付罷越候間、何幸其網見せ吳候様申聞
候延、半立郎申候日、網良縫にこれ有り候得共、御
廻り様方にト御届け申上置候間、大事に直し置候と
申候得共、弥四郎義達て見渡申度旨申聞候に付、半
五郎義右へ網差出候故相改候延、弥四郎羽出浦伴立郎
所持仕居候網に相違御座無候故、其係兩人共居浦へ

進
上
正十二月朔日
役人中印

罷帰り、伴立郎へ古之藤子相馳し申候に付、村役人
共手前迄申出候。依て此段御届申上候。以上
人承き離北大漁所に在る無人の網敷屋から、網を盜み
出すこと又容易であるとしてモ、これを畠野浦まで運ん
だ勞苦は容易なまつでない。

畠野浦は今は蒲江町になつてゐるが、以前庄上入津村
であつた。羽出浦との間に米水津村と木立村の二分村
があり、その通路に亘三つの高い峠があり、道は一人歩
きやつとといふ悪路き、「及そニ網」と「こし網」の二
切、この荷量を荷かざる相当なもの。それを脊に負ひ人
目を避けながら運んで盜兒の辛勞が察しやられます。

この方法以外に、小船を使用して海路を運ぶ方法もある
が、それに海の難所が多く、山を越えるよりも難し
いので、矢張り難儀な山越えの方法によつただろうと考
えられます。

この事件は、其の後どうなつたものか、盜兒は誰であ
つたかなど不明です。

次の第六資料文書は、多分江戸幕府辺りの手配により
て、各藩が自領内を探索したので、羽出浦庄屋からも調
査の結果を佐伯藩庁に差出し大報告書のようです。
幕府として及、先ず航海中海難による船の沈没破滅を
考慮しただらうが、その証跡が得られぬので、海賊の襲
撃、又は乗組員の横領拐帶の疑いで、四国、中國、九州の
沿海各藩に手配して、主として漁村を説教したものが以

(第六資料)
奉差上口上書

去成十月紀州日置浦惣右衛門船沖船頭大坂松本町平
野屋吉右衛門乗組長崎御用の竿銅櫓、大坂出帆仕
候延長崎へ着船仕らず、右廻船并銅共に行方相知申
申さず候に付、吉古衛門船有所承付候はば早速申上
ぐべき旨、古竿銅ノ義様子を存せし、古銅杯と想心
得買取所持居候口ば勿論、其当分外へ走候今後所持
致さず候共、一旦手掛候者も御座候はば、織へ程過
候共是又申上くべき旨、委細御書付を以て仰せ渡さ
れ候趣□□承知仕々可く畏札奉り候。村浦吟味仕候
延、吉古衛門所有古廻船存じ候之の御座無く、尤も
竿銅吉買仕候土の御座無く候、自然此以采右の趣
の後御座候はば早速御注進申上ぐべく候。若隱置き
申上げざる段、後日聞し呂され届キ候はば□□曲
変仰せ付けられ可く候。依て連判書付差上申候以上

度闇四月

頭百姓地目付庄

右十七日差上申候

(備考)

この文書は文年号が記入してないけれども、同じ頃他の文
書から推して、寶保三年は確かである。

(二刀切あわら)

— (88-3A) —

三月二十四日(土)市教委と共に江戸時代の農民経済事情について学ぶ会
講師 桑矢寛先生 会員三十名余出席

三月二十九日(日)黒瀬ダム東光庭の桜市福所の古塔現地研修会
地区会員の答加歓迎され懇セサな見学会二十一名出席

三月三十日(月)弥生地区文化と歴史と学ぶ会五十名程出席。会場は新
築の中央公民館で、伊賀会員は「弥生町の文化城」と、高木会員は
「梅谷社佐伯氏の歴史」をそて羽柴会員は「庚申信仰」を語り
それぞれ身近のある郷土の歴史と文化の手引きをした。審会

四月一日(火)上堅田下城城八幡社の春祭につき奉納の堅田神樂舞
親に出かける。畜主山田一通文氏、県からは文化貢事開委員の深次

多紀男先生外お出でになりよへ勉強が出来た。
尚同社の社叢につき、真柴茂彦先生から御指導をうける。

四月七日(土)午後市内長島の佐伯保健院見学、広瀬院長にお詫空
承り、何百点にも上る患者の製作の木工を御見の上、礼拝堂
にてレクシント原画、病を医すキリストの像を御観覧
せんする。婦人二名を含む二十一名出席

四月二十八日(土)市内城南又河野典一会员のお見舞をねて、地主集
会、研究題は「長瀬津苗の歴史」特に変遷をさかまくは長瀬津
留の昔から今への恩・出の数々が引きやかに語られ、尚役員会より
「ついてよち、今夏の西国一周バス旅行など打合せを。特に今回は
畠山油史講会の高瀬会長、井元池田田代、山本保兩会員の出席が期
り、和やかよい所修会であった。

四月二十九日(日)龍護寺住職若杉吉祥師(会員)、非冬十三日御起立、本
日津井、高木会長はじめ、羽柴清田、青山の多田氏徳元米沢、吉良
僧職の方と一緒に海高寺、福泉寺兩住持と史談会員多數会席
導師願成寺龍樹聖道師の捧げられた法語をかかげて、故人を追
弔しよう。

住持慈龍護天外祥和尚大禪師 津井

七十八年脱金縁 高唱陽闇飛林猿

独露法身明歴々 百花堆裏曉鶯啼

このころは朝の日曜日の早くして明けやう
窓に雨の音を聞く

故蔚 藤浦 村

四月三十日 弥生町川中浜谷探勝はバスストップ中止、五月十日午後
に度更した。